

日本がん検診・診断学会総会の演題登録時の倫理規定について

(2019年8月30日制定)

平成29年4月14日に臨床研究法が公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるので、平成30年4月には法適応されました。従って、倫理審査が必要な研究について倫理審査委員会の審査を経ずに施設長だけの承認で行われた研究については演題採用不可となります。倫理審査が必要な研究については、演題発表時までには必ず倫理委員会の承認を得るようにしてください。

日本がん検診・診断学会

理事長 森山光彦

倫理委員長 横江隆夫

日本がん検診・診断学会総会での演題登録時の倫理規定

(2019年8月30日制定)

あなたの発表内容に該当する項目にチェックしてください。

- 倫理審査が不要な発表である
(症例報告、診療技術またはシステムの検討*、匿名化されている(特定の個人を識別できないもの)データを扱った研究、論文や公開されたデータベース・ガイドラインの解析研究、培養細胞のみを扱った研究、法令の基づく研究)
- 観察研究で倫理審査に基づく倫理委員会の承認を得ている
- 介入研究で倫理審査に基づく倫理委員会の承認を受けて公開データベースの登録が済んでいる
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針に従った研究で倫理委員会の承認を得ている
- その他のカテゴリーの研究で倫理審査に基づく倫理委員会の承認を得ている。また、遺伝子治療やヒト幹細胞を用いた臨床研究であれば国の承認を得ている

*：たとえば、手術手技、インフォームドコンセント、チーム医療、地域連携などに関する検討

本規定は、今後国の指針変更に伴い改訂を行う可能性があります。